

## 地域福祉年末年始配分事業交付要項

### 1 目的

この要項は、地域で子どもを支援する世帯および団体に対し、年末年始に行う事業費の一部を補助することで、子どもたちが明るい新年を迎えられることを目的とする。

### 2 財源

地域歳末たすけあい募金を財源とし、予算の範囲内で事業費を補助する。

### 3 対象

次の①～③を配分対象とする。

#### ① 世帯・団体

- ・前橋市内在住で、当該年度11月1日現在に養育している里親およびファミリーホーム
- ・前橋市内で、子ども食堂を当該年度11月1日現在で月に1回以上、実施している団体

#### ② 実施期間・内容

当該年度12月1日から1月31日の間に世帯・団体が実施する歳末やお正月などの行事

#### ③ 対象となる経費

年末年始行事に係る経費

### 4 配分額

- ① 里親・ファミリーホーム 子ども1人につき 10,000円
- ② 子ども食堂運営団体 1団体につき 50,000円

### 5 申請方法

配分金の交付を受ける場合は、別紙様式1に所定事項を記入し、前橋市社会福祉協議会長に申請するものとする。

### 6 配分の決定及び交付

市社協会長は、助成金交付申請書を受理したときは、活動内容及び行事内容を確認の上、配分金額を決定し、配分金交付決定を通知するものとする。

## 7 実績報告

団体は行事完了後、速やかに別紙様式2に所定事項を記入し、関係書類を添えて前橋市社会福祉協議会長に報告するものとする。

## 8 その他

この要項に定めるものの他、この事業に必要な事項は、前橋市社会福祉協議会長が別に定める。

## 附 則

この要項は、令和4年10月18日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行する。